

研究会報告書（案）に対する委員意見概要

I はじめに

- 新聞報道等により「ゲノム編集技術」という用語が一般化してきたので、これを課題名に取り込んではどうか。
- 農作物の育種技術の開発と品種改良が、農業の生産性向上やより安全で良質な食料の安定的な供給、世界の食料安全保障に大きく貢献している旨を記述すべき。また、今後、分子生物学で得られた知見や遺伝子組換え技術を農作物の育種に応用することは、人類の持続的成長のために必然の流れである旨を記述すべき。
- NPBT には、多様な技術が含まれることをもう少し詳しく記述すべき。
- そもそもの本研究会の任務（現行規制に則して研究開発を適正に推進するための留意点の明確化等）をしっかりと記述すべき。
- NPBT 技術自体が現在進行形で開発が進められ、将来的に記載内容を改訂する必要性も想定されなくはないため、本報告書がまずは第1報的な位置づけであることを表現すべき。
- 科学に基づく規制やリスク評価のあり方と、消費者の受容（コミュニケーション）のことを分けて記述した方が良い。

II 海外における新たな育種技術の研究開発及び規制の動向

- III章で紹介している国内の研究開発事例をII章にまとめて記述する構成にしてはどうか。
- 本報告書は、NPBT が農作物の育種改良に利用されることに限定して科学的な見解等を取りまとめたものであるから、ゲノム編集技術の人の医療利用（5頁）は触れるべきではない。
- 20頁のNTWGの最終報告書の概要は、非公表の扱いとなっている中でどこまで詳細（特に、表の部分）に公表できるのかの確認が必要ではないか。

- 34頁のデュポン・パイオニア社のSPTの情報は、GTR当局者からの聞き取りによる不確実な部分があるため削除した方が良い。

Ⅲ 国内における研究開発の事例と生物多様性影響等に関する考察

- その後、内閣府のSIPにおいて、さらに広範な技術や農作物が対象とされて研究開発が進められている旨を付記すべき。

1 導入した外来遺伝子を育種過程で除去する技術

- 46頁(34行目)の「非意図的な変異が発生する確率も、通常の育種技術を用いた場合と比べてそれを上回るとは考え難い」とする根拠の説明が困難であり、削除すべき。
- 47頁の「以上のことから・・・」の結論は、外来遺伝子が残存していないことを前提としたものにすべき。

2 人工制限酵素を利用したゲノム編集技術

- 49頁(26行目)のただし書きの部分について、従来突然変異育種法によって作出された農作物が「競合における優位性」等を事前評価していないにも関わらず、ゲノム編集技術を利用した農作物のみに対して求めるのは違和感を感じる。「規制当局との事前の十分なコミュニケーションが必要」といったような留意事項程度にすべきではないか。

Ⅳ 今後の研究開発及び実用化に向けて留意すべき事項

1 関連研究開発の推進

- NPBTのメリットとして、規制対応のための開発コストを抑えることができ、国内の民間企業が野菜等の様々な農作物の育種改良に利用できる可能性があることを記述すべき。
- 「遺伝子組換え農作物に対して抵抗感を持つ消費者にも比較的受け入れやすい」旨の記述は削除すべき。

2 社会的な理解の促進に向けた取組み

- 良い表現が見つからないが、「社会的な理解」という表現振りが上から目線を感じさせ違和感がある。
- 52 頁（6 行目）の「地球環境の変動」等のグローバルな視点から重要性を報告書の基調として、できるだけ前段（「はじめに」等）でも言及することが望ましい。

その他

- NPBT の横文字はイコール「GM」というような誤解を招きかねないため、「新たな育種技術（NPBT）」と常に日本語を並記した方がよいのではないか。